

災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針

1 趣旨

災害発生時に、県や市町村、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先に迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、あらかじめ安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の公表方針等を定める。

2 用語の定義

- ・安否不明者：行方不明者となる疑いのある者
- ・行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
- ・死者：当該災害が原因で死亡した者
- ・氏名等：氏名、住所(大字まで)、年齢、性別、被災状況等または死因

3 公表方針

災害時における安否不明者及び行方不明者の個人情報の取扱いについては、「個人情報保護法(以下「法」という。)」及び「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)」に基づき、次の(1)に該当すると判断する場合は氏名等を公表する。

災害時における死者の個人情報の取扱いについては、法及び指針の対象外であるが、遺族等関係者の権利を侵害するおそれがあることから、次の(2)に該当すると判断する場合は氏名等を公表する。

ただし、災害毎に状況が異なることから、実際に氏名等を公表するに当たっては、プライバシーの保護や公表することの公益性等を総合的に勘案し、個別具体的な事案毎に判断することとする。

(1)安否不明者、行方不明者については、以下の項目に全て該当する場合に氏名等を公表する。

- ①氏名等を公表することが効率的な救助・捜索活動に資すること。
- ②市町村において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

(2)死者については、以下の項目に全て該当する場合に氏名等を公表する。

- ①市町村において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。
- ②氏名等の公表について、遺族の同意があること。

4 公表基準

公表方針に基づき被災者区分毎に必要な事項を確認のうえ、公表・非公表を決定する。

被災者区分	住民基本台帳の閲覧制限等	家族(遺族)の同意	公表・非公表
安否不明者	なし	－	公表 ※1
行方不明者	あり	－	非公表 ※2
死者	なし	あり	公表 ※1
	なし	なし	非公表 ※2
	あり	－	非公表 ※2

※1 公表した後に、本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その時点から非公表とする。

※2 「非公表」とする場合であっても、「住所(市町村名)、年代、性別」等の、個人が特定されない範囲の情報は公表する。

5 個人情報の利用目的等(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項関係)

(1)個人情報の利用目的

効率的な救助・捜索活動に資するため、安否不明者、行方不明者を絞り込む必要がある場合における氏名等の公表

(2)個人情報取扱事務の名称

災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する事務

(3)個人情報の収集先

市町村

6 公表方法

県ホームページへの掲載や報道機関への資料の提供による。

7 公表主体

大分県

附 則

令和4年3月31日 初版

令和5年5月31日 改定

令和5年8月29日 改定